

令和6年10月（第10回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日（木）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（12名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	12番	吉村 武幸
13番	吉田 一浩	14番	松本 三千輝（会長）

4. 欠席委員（2名）

3番 坂上 孝司 4番 里見 勝則

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第6 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について

日程第8 議案第4号 非農地証明について

日程第9 令和6年 第11回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩本 武継	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 査	堀田章一郎

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和6年第10回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、3番坂上孝司委員、4番里見勝則委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中12名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

2番農政憲委員、12番吉村武幸委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第2号を説明》

(議長)
只今、報告第2号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届の部について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第3号を説明》

(議長)
只今、報告第3号について説明を申し上げました。
許可不要転用届出が1件、許可不要転用届（一時転用）が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。
次に日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第1号を説明》

(議長)
只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、岡本紀昭推進委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(岡本紀昭推進委員)

調査報告いたします。

10月8日に坂上委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植え機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻と栗で、申請地には栗を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数31年、年間150日、三男が経験年数2年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、12,619.86m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、岡本紀昭委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。

10月3日に石川推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・芋掘り機・小型耕運機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷、栗、水稻、露地野菜で、申請地には水稻を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数7年、年間300日、妻が経験年数7年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、30,774m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきまして、12番吉村武幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

調査報告いたします。

10月1日に坂野則昭推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。この案件は、親が子へ贈与するものです。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・芋掘り機・ビニール巻取機・芋洗浄機・リフト・芋弦切機を所有しております問題ありません。

主に生産される作物は甘藷で、申請地には甘藷を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数47年、年間280日、妻が経験年数40年、年間250日、長男が経験年数10年、年間250日となっております。

取得後の農地の面積については、137,498m²ですので問題ないと思します。

地域との調和につきましては、従来から申請農地も耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号3番につきまして、吉村委員より補足説明いただきました。甘藷を作られている専業農家ということでございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の拳手をお願いしたいと思います。

《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

説明に入ります前に、番号3につきましては、添付書類に不備があつたため審議の見送りとさせていただきます。そのため、番号1と番号2の審議をよろしくお願ひいたします。

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。
転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、1番井川寿範委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

10月4日に花田推進委員と現地調査を行いましたのでご報告します。
今回の申請は、手狭になった資材置場及び駐車場を拡張する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、既存の資材置場の敷地面積の2分の1以下の面積の拡張であることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

区長からの排水同意書も添付しております。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、井川寿範委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

番号2番につきましては、8番守江勉委員に調査をしていただいております。補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

10月4日に三井推進委員と現地調査を行いましたのでご報告します。

今回の申請は、農畜産物処理加工施設を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、転用目的が農畜産物処理加工施設に該当することから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

なお、譲渡人の1人が申請地の一部において農地法の許可を得ずに農地転用しているため、始末書が提出されております。今後は法令を遵守することです。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しくお願いします。

(議長)

只今、番号2番について、守江勉委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

番号3につきましては、事務局より説明がありましたように審議を見送させていただきます。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

それでは、ご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の拳手をお願いしたいと思います。

《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 非農地証明について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

非農地証明につきましては、11番下山和之委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(11番委員)

9月19日に松本会長、吉田推進委員、田上推進委員、事務局と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、非農地証明についての案件でございます。

申請の土地は、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が困難であり、周囲の状況から今後も農業的利用を図る計画がない土地であるため、農地法に規定する農地ではないと考えられます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

ただいま、非農地証明につきまして下山委員より補足説明をしていただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

《全員挙手》

全員賛成ということでございまして、本案は原案どおり決定することといたします。

次に、日程第9 令和6年第11回委員会の日時について申し上げます。

次回は11月11日月曜日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年10月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員